（留意事項）

第八条　（略）

一～五　（略）

六　第四条第一項第二号ロ⑵に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七～十一　（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第三条　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報の提供） **第四条**　（略） 一　方法　インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 二　（略） （削る） イ　（略） ⑴　長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の航路入航予定時刻、船名、総トン数等 ⑵～⑷　（略） （削る）	（情報の提供） **第四条**　（略） 一　方法　ＭＦ無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 二　（略） イ　ＭＦ無線電話による場合 ロ　（略） ⑴　イに掲げる事項 ⑵～⑷　（略） ⑸　来島海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

（留意事項）

第八条　（略）

一～五　（略）

六　第四条第一項第二号ハ⑶に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限定して行われること。

七～十一　（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
ＭＦ無線電話 一　日本語の場合 Ｈ三Ｅ　一、六五一ｋＨｚ　一〇Ｗ 二　英語の場合 Ｈ三Ｅ　二、〇一九ｋＨｚ　一〇Ｗ	日本語又は英語	一　日本語を用いる場合　毎時の〇分及び三〇分からのそれぞれ一五分間 二　英語を用いる場合　毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間
（略）	（略）	（略）